

～令和5年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ～

6月23日から29日までの1週間は、男女共同参画への理解を深める「男女共同参画週間」です。また、「男女共同参画社会」とは、男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる社会のことです。

内閣府では「男女共同参画社会の実現と女性活躍の推進に向けた、日本国内、国際社会へのメッセージ」をテーマとして、高校生から20歳までの世代を対象に、キャッチフレーズを募集し、以下の作品が選ばれました。

- 最優秀作品：無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。
- 優秀作品：未来じゃなく今創るんだ、「わたし」が輝ける社会。
- 優秀作品：あなたにも私にも 等しいチャンスと 活躍の場。

また、今年の6月にG7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が栃木県日光市で開催されます。世界からの注目が集まるこの機会に、キャッチフレーズを通して、私たちのまわりの男女のパートナーシップについて考えてみましょう。

出典：男女共同参画局ホームページ  
 〇 mirai創生課（愛知川庁舎） ☎0749-29-9046

暮らしの掲示板

☎=電話番号 📠=ファックス番号 ✉=電子メール 📧=申し込み先 🗨=問い合わせ先

児童手当 現況届の提出について

昨年の児童手当から受給者の現況を公簿等で確認することで、毎年6月に提出していた児童手当現況届の提出が不要となりました。

ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要となります。案内を送付させていただきますので手続きをしてください。

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が愛荘町と異なる方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤ その他（公募等で状況を確認することができない方）



▲詳細はこちらから（町ホームページ）

詳細は町ホームページを確認ください。 〇 子ども支援課（愛知川庁舎） ☎0749-42-7693

湖東都市計画道路の決定案に関する公聴会の開催について

滋賀県では、湖東都市計画道路3・3・1号 びわこ東部幹線（国道8号バイパス）の決定を行うことを検討しています。その概要案がまとまりましたので、広く皆さんからのご意見をお聴きするため公聴会を開催します。

- <会場①> 日時：7月1日（土）10時30分～ <会場②> 日時：7月1日（土）15時～  
 場所：湖東ひばり公園内みすまの館 場所：愛知川庁舎2F大会議室

※当日、意見を述べるためには、6月26日（月）までに、公述申出書などの書類を提出する必要があります。

※公述の申出がない場合は、公聴会は中止されます。

※詳しい内容は、滋賀県のホームページ「公聴会の開催のお知らせ」をご覧ください。

※県ホームページは5月30日より公開となります。

URL：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/19786.html

〇 滋賀県 土木交通部 都市計画課 都市計画係 ☎077-528-4182

子どもなんでも相談室

◆「発達障がい（発達症）」とは

発達障がいは、「自閉スペクトラム症」や「注意欠如・多動症」、「限局性学習症（学習障害）」などの名前が社会に広がりつつあります。これは専門の医師が成育歴や発達検査などのたくさんの情報を集めて総合的に診断するものですので、ここでは発達障がいの考え方について紹介します。

一体、発達障がいとはなんなのでしょうか？

まず知っていただきたいのは、生まれつき脳の働き方のタイプの違いにより、物の捉え方や行動に特徴があることを「発達特性」といいます。これは、本人の個性でもあり、必ずしも「発達障がい」ではありません。

発達障がいとは、生まれつきみられる脳の働き方の違いにより、本人の特性と周りの環境とのミスマッチが起こり、困りごとや生きづらさが生じている状態をいいます。この状態では、身近な人がどう関わっていいか困ったり、本人自身が生きづらさを感じたりすることがあります。

発達障がいの治療法はありますが、現時点では根本

的に治す方法は見つけられていません。そもそも、発達特性自体がその人の生まれ持ったものであり、その人らしく生きるための個性でもあり、環境によって強みにも、弱みにもなります。発達特性が、障がいにならないように環境を整えたり、生活上でうまくいかないことを軽減できるように支援することが大切です。

発達特性は、外見からはわかりにくいいため、誤解を受けやすいです。養育者の関わりの問題ではなく、生まれ持った脳の働き方の違いです。身近な人たちが子どもの特性を理解し、関わり方や環境を工夫することで、困りごとを軽くし、心のバランスが崩れないように配慮することが大切です。

参考：『みんなで考えよう 発達障害』パンフレット  
 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課  
 『NHK福祉情報サイト ハートネット』

〇 健康推進課（愛知川庁舎）  
 子育て世代包括支援センター  
 ☎0749-42-7661



みんなできさえる 介護保険

65歳以上の皆さんへ  
 介護保険料納入通知書を発送します

6月中旬に、介護保険料の納入通知書（本算定決定通知書）および納付書を被保険者へ郵送し、今年度に納めていただく年間の介護保険料額をお知らせします。保険料の納付方法は、特別徴収（年金からの天引き）もしくは、普通徴収（口座振替または納付書）のどちらかです。

※特別徴収の方および普通徴収で口座振替を利用されている方には納付書は入っておりません。

○特別徴収となる人

高齢（退職）・遺族・障害年金が年額18万円以上の人。年金支給月（年6回）に年金から天引きさせていただきます。

○普通徴収となる人

年金が年額18万円以下の人や年度中に65歳に到達する人、年度途中で転入された人などです。年額を10回（6月から翌年3月）に分けて納めていただき、納期限は、納付月の末日（末日が休日の場合翌営業日）です。支払い忘れを防ぐため、便利で確実な口座振替をご利用ください。

〇 福祉課（愛知川庁舎） ☎0749-42-7691